

経営者の保証債務の減免を 実現する「ガイドライン」をご存じですか

弁護士
角大祐



一般的に中小企業が金融機関から借入をする際、経営者が会社の債務を連帯保証します。しかし、経営が上手くいかず会社の整理を検討しなければならない場合に、経営者個人の保証債務があることが足かせとなって決断が遅くなるケースが生じます。

こうした経営者保証の弊害を解消するために、全国銀行協会と日本商工会議所が、『経営者保証に関するガイドライン』（以下「ガイドライン」といいます。）を策定し、平成26年2月から運用されています。

早期に会社の整理に着手することで、ガイドラインに基づく債務整理の方法を選択でき、経営者個人は破産を回避できる可能性が生じます。

ガイドラインに基づく債務整理は、原則として金融機関の保証債務に限定されます。また、破産手続による配当よりも、金融機関において多くの回収が見込まれるなど、経済的合理性が求めら

れるなど、いくつかの要件があります。しかし、破産手続における自由財産に加えて、一定期間の生活費に相当する現預金や、華美でない自宅等の財産を手元に残しつつ保証債務を減免することができるなど、破産手続にはないメリットもあります。

これにより、たとえ会社が破産する場合でも、経営者個人は保証債務を減免でき、当面の生活基盤を確保できます。また、ガイドラインによる私的整理は信用情報機関への登録もされないため、新たな事業への再出発の機会を得ることもできます。

会社経営が苦しくなった際、債務整理の着手が遅くなり、生活費や運転資金のための経営者個人の借入が増えてしまうと、ガイドラインに基づく債務整理は難しくなります。早期に弁護士に相談いただくことで、取り得る選択肢も増えますので、お早めのご相談をお勧めします。

中小企業も長時間労働の 割増賃金率が引き上げられます

社会保険労務士
杉田優



1. 中小企業の猶予措置の終了

来年4月から、中小企業の1か月60時間超の時間外労働に関する割増賃金率が、現行の25%以上から50%以上に引き上げられます。月60時間を超える時間外労働については、大企業の場合は平成22年より、50%以上に引き上げられていますが、中小企業については25%以上のままとする猶予措置が設定されています。

この猶予措置が終了し、令和5年4月から中小企業も大企業と同様に、月60時間を超える時間外労働に対しては、割増率50%以上の割増賃金を支払う義務が生じます。

2. 深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜(22時～翌5時)に行わせた場合、75%以上(深夜割増賃金率25%以上+月60時間超割増賃金率50%以上)の率による割増賃金の支払いが必要となります。

3. 休日労働との関係

月60時間の時間外労働の算定には、法定休日(例えば日曜日)に行った労働は含まれませんが、それ以外の休日(例えば土曜日)に行った時間外労働は含まれます。

そのため、土曜日等の法定外休日に労働し、結果として月の時間外労働が60時間超となる場合は、50%以上の率で計算した割増賃金の支払いが必要となります。

なお、休日について労働基準法では、使用者は労働者に対して毎週少なくとも1回、あるいは4週間を通じて4回以上の休日を与えなければならないとされ、この休日を「法定休日」と言います。法定休日に労働させた場合は、35%以上の割増賃金の支払義務が生じます。

労働条件を明示して労務トラブルを防止し、また、より複雑化する割増賃金の計算を簡便にするためにも、法定休日とそれ以外の休日(法定外休日)を明確に分けておく事が望ましいと言えます。